

令和 7 年 5 月 定例農業委員会議事録

1 開催日時及び場所

開催日時 令和 7 年 5 月 8 日(木) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 30 分
場 所 市役所 4 階 庁議室

2 委員

(1)農業委員会委員総数 14 名

(2)農業委員会委員の出席 11 名

赤坂 雄司 大和屋 君子 家次 幸雄 丹治 正美 藤原 定嗣 町谷 敏一
南 昇一 射手矢 豊光 勝間 富士男 戸野 武彦 川野 博信

(3)農業委員会委員の欠席 2 名

南河 武 石垣 一郎 北庄司 博文

(4)農地利用最適化推進委員総数 7 名

(5)農地利用最適化推進委員の出席 6 名

阪本 寿和 藤本 明彦 重里 文男 道幸 誠一 奥 和弥 立石 義信

(6)農地利用最適化推進委員の欠席 1 名

野出 良之

3 議事説明員

次長 服部 一也 係長 井上 亮 係員 尾峪 大友

4 議案

報告 第 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出について

報告 第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出(所有権移転)取消について

報告 第 6 号 農地法第 5 条の規定による農地転用の届出(所有権移転)について

報告 第 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出(賃借権設定)について

報告 第 8 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について

議案 第 4 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について

可決

議 長

それでは只今より、5 月の定例農業委員会を開会させていただきます。農業委員定数14名中、出席委員 11 名、推進委員7名中 出席委員 6 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立しておりますので、報告させていただきます。議事に先立ち、本会議の議事録署名委員2名を私より指名することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようですので、3番:家次委員、6 番:藤原委員のご両名にお願いします。 それでは、本日の議事日程を事務局よりお願いします。

事務局 議事日程を読み上げ

議 長

それでは議事に入る前に、事務局から、先日の議案に対する報告をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局

3月、4月、農地中間管理機構と利用権設定で議案にもなりました大木地区で貸し借りをされる●●さんの件ですが、事務局から●●さんに南河委員と直接、連絡をとってもらうようお願いをして、4月 10 日に●●さんが南河委員のもとに行かれて、面談をされたと、後日、本人より報告がありました。

本日南河委員はお休みですが、昨日、南河委員が委員会欠席を伝えるために事務局に来られまして、●●さんに対して確認したところ、あの人ならやってくれる、大丈夫ということで、立地条件が悪い農地が一部あることについてはやはり危惧されていましたが、今回の件については理解されています。●●さんからも南河委員と面談して、実績できれば他に余っている農地もあるので紹介しますと言われましたと聞いています。また、水利について、●●さんの農地と●●さんの農地はそれぞれ管理の土地改良区の方に直接お話をされたということです。その他の農地についても地権者通じて、それぞれの水利組合に話を通されているということで報告を受けております。以上です。

議 長

では、日程第1 報告第 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出につ

いて 事務局より報告をお願いします。

事務局

日程第1 報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

南 委員

644分の119㎡というのはどう理解すればよろしいでしょうか。

普通は先に分筆してから転用するべきではないのでしょうか。

事務局

こちらは、申請面積を転用し、残りは農地として利用します。受付の際に、先に分筆してから提出されないのかを確認しましたが、申請者からは届出後に、分筆・転用する予定ということでした。分筆予定の図面や設計図等は事前に提出いただいております、先方もその通りにするという事で事務局としては受付しています。よって、届出後に図面通りに分筆する予定です。図面をご覧になりたい委員の方は、前に置いている届出書に図面もつけていますので、確認くださればと思います。

丹治 委員

こういう事例は毎回あります。予定通りにきちっとした建物ができない場合もありますが、今回は自分の土地を一部転用するだけです。所有権が移転する場合であれば困りますが、後々ということだと、現況課税や登記も、もう一度、現地を法務局が確認して、農業委員会の届出面積と違って、その面積で登記してくれるので、転用面積はこのくらいで、ほぼほぼというふうに思っていていただければと思います。

町谷 委員

土地改良の話ですと、土地改良区は苦勞するのではないのでしょうか。決済金や転用の賦課金がかかることについてですが。

議 長

後々、登記した場合、その登記簿謄本が事務局へ届けられることはないのでしょうか。

事務局

一応お願いをしていますが、絶対に持ってきてくださいという指導はしてはいません。

丹治 委員

登記情報はすべて税務課で、1 月 1 日現在で、面積変更しています。その情報を農業委員会もいただいて、それを参考に、今でもやっていると思いますが、税務課の登記情報と農業委員会で管理している台帳をチェックして、その時点で、1 年少し遅れますが、それで変更できるようになるので問題ないと思います。

議 長

そしたら、それで土地改良区の方もいけるでしょうか。

町谷 委員

先に、脱退している可能性もありますね。場所はどのあたりかわからないですが。

議 長

中町ですね

家次 委員

もう請求書を出していますし、来年の話になるのではないのでしょうか。

議 長

そしたら問題ないですね。他に何かございませんか。

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続いて 日程第 2 報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出(所有権移転)取消について 事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。

続いて日程第 3 報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出(所有権移転)について、事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。

日程第 4 報告第 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出(賃借権設定)について、事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。日程第 5 報告第 8 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について 事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。それでは、日程第 6 議案 第 4 号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、を議題といたします。それではお願いします。

事務局

議案 第 4 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、耕作目的で所有権を移転する次の申請について、適当と認め許可してよろしいか。

番号 1

所在： 南中安松、地番：●●●●番、登記は畑、現況畑、面積は 958 m²

譲受人： 南中安松●●●●番地 ●● ●

譲渡人： 南中安松●●●●番地 ●● ●●

議案書番号 1 の位置については 別紙議案資料 1.2 ページをご覧ください。

申請農地は、1 筆、現在、均し中です。譲受人は取得後、ネギ栽培を行う予定です。譲受人の耕作面積は、現在、26,065 m²を経営しています。申請地から譲受人の通作距離は 0.1km、自動車 で 1 分、農作業歴は主に本人が 9 年、年間従事日数は 300 日です。本人以外に農業従事者は 2 名、年間農業の従事日数は 200 日です。農機具はトラクター 3 台、田植機 1 台、を所有しており、取得後も引き続き農業経営を行う予定です。

番号 2

所在： 上之郷●●●●番●、登記は田、現況：田、面積は 110 m²

譲受人： 阪南市黒田●●番●号(●●●●号) ●● ●●

譲渡人： 上之郷●●●●番地

●● ●●

議案書番号 2 の位置については 別紙議案資料 3.4 ページをご覧ください。

申請農地は、1 筆 110 m²あり、取得後は水稻を行う予定です。現在、譲受人の耕作面積は、泉南市で 14,881.72 m²を経営しています。すべて自作地となり、泉南市農業委員会より耕作証明書が発行されています。なお、泉佐野市では 2,016 m²を所有しています。水稻と野菜を耕作しています。

申請地から譲受人の通作距離は 13.9km、自動車で 36 分になります。譲受人は 64 歳で、農作業歴は 30 年、年間従事日数は 120 日です。農機具は耕耘機1台を所有しており、取得後も引き続き農業経営を行う予定です。

番号 3

所在： 長滝●●●番●、●●●番● 登記：田 現況：田 面積は 772 m²、42 m²

譲受人： 長滝●●●●番地 ●● ●●

譲渡人： 長滝●●●●番地 ●● ●●

議案書番号 3 の位置については 別紙議案資料 5.6 ページをご覧ください。

申請農地は、2 筆 814 m²あり、権利取得後は水稻を行う予定です。譲受人は●● ●●さんのお孫さんで、25 歳、農業大学校を出ています。農作業歴は 6 年、年間従事日数は 365 日で、農機具は議案資料のとおり所有しています。計 4 名で、家族経営を行っており、現在、譲受人の耕作面積は、小作地含めて、11,971.75 m²を経営しています。現在、水稻耕作を行っています。申請地から譲受人の通作距離は 0.5km、徒歩 6 分になります。取得後も引き続き農業経営を行う予定です。

以上 3 件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。本件について、ご審議賜りますようお願いします。

議 長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

無いようでしたら、適当と認め、許可することに決定いたします。本日の議案審議、すべて終了いたしました。これをもちまして、5 月の定例農業委員会を閉会します。それでは、事務局からの連絡事項をお願いします。

議事録署名人 令和 年 月 日 _____

令和 年 月 日 _____

令和 年 月 日 _____